


令和6年5月29日

F A X 送信のご案内

平素は当連合会運営にご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

下記の通り F A X を送信いたしますので、よろしくお願いいたします。

送信先	F A X 番号	
	県連支部長 様	
発信者	〒951-8133 新潟市中央区川岸町 3 丁目 17-2	TEL 025 (231) 2251
	 一般社団法人 新潟県建築組合連合会	FAX 025 (231) 2252 E-mail kenren@niigata-kenren.jp
枚数	4 枚 (本票を含む)	
件名	【新潟県からのお知らせ】 にいがた安心こむすび住宅推進事業 事業者向け説明会の開催について	
	<p>いつもお世話になっております。</p> <p>別紙の通り6月6日から「にいがた安心こむすび住宅推進事業」に取り組む買取再販事業者の登録を開始するとともに、事業者向けの説明会が開催されます。貴支部組合員の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>◆事業者向けの説明会◆</p><p>① 日時 令和6年6月5日(水) 13:30~15:30 申込み期限 (令和6年6月4日正午)</p><p>② 場所 新潟県自治会館 講堂</p><p>③ 開催方法等 現地又はオンラインにて参加 (説明会の内容を後日配信予定) お申込みは新潟県のHPからお願いします。 <a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/komusubijutaku.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/komusubijutaku.html</a></p><p>■留意事項</p><p>「宅地建物取引業免許を有すること」が事業者の要件となっております。 当該免許を有しない工務店等においては、当該免許を有する事業者と連名で申請することが可能です。</p></div>	

新潟県報道資料



令和6年5月29日

土木部都市局建築住宅課



6月6日から、にいがた安心こむすび住宅推進事業に取り組む買取再販事業者の登録を開始します

県では、子育てしやすい住宅の普及促進に向け、こどもの事故防止や家族のふれあい等に配慮した空き家のリノベーションを行い、子育て世帯等に販売する買取再販事業者（以下、事業者。）に対し補助を行う「にいがた安心こむすび住宅推進事業」を実施します。

については、下記のとおり事業に取り組む事業者の登録を開始するとともに、事業者向けの説明会を開催します。

#### 記

#### 1 事業者の登録開始について

本事業に取り組む事業者の登録を開始します。

(1) 受付期間 令和6年6月6日（木）～令和6年7月3日（水）

#### 2 事業者向けの説明会について

事業者の登録開始に先立ち、事業者向けの説明会を開催します。

(1) 日時 令和6年6月5日（水） 13:30～15:30

(2) 場所 新潟県自治会館 講堂

(3) 開催方法等 現地又はオンラインにて参加（説明会の内容を後日配信予定）  
本日から県ホームページにて参加受付を開始します。

#### 3 その他

本事業の資料を本日から県ホームページへ掲載します。

本件についてのお問い合わせ先

土木部都市局建築住宅課 街並み推進係 鈴木、諏訪間  
(直通) 025-280-5442 (内線) 3386

# にいがた安心こむすび住宅推進事業

子育てしやすい住宅の普及促進に向け、こどもの事故防止や家族のふれあい等に配慮した  
空き家のリノベーションを行い、子育て世帯等に販売する買取再販事業者に対し補助

※子育て世帯：15歳以下の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

<イメージ>



リノベーション補助  
最大300万円  
(補助率1/2)

+

雪国型ZEH  
加算  
50万円

買取再販事業者

移住・定住促進PR  
県の子育て支援  
施策を周知



販売

プライス  
ダウン

子育て世帯  
若者夫婦世帯  
の修繕補助金申請





